

平成21年度第2回

春日井市学校給食センター運営委員会

参 考 資 料

○春日井市学校給食センター運営委員会規程

昭和 43 年 4 月 25 日
教委告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、春日井市学校給食センター条例（昭和 43 年春日井市条例第 12 号）第 5 条の規定による学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（平 21 教委告示 2・一部改正）

(委員会の構成)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 教育委員会委員及び教育委員会事務局の職員
- (3) 小学校又は中学校の学校長
- (4) P T A の役員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号のほか教育委員会が必要と認めた者

（平 19 教委告示 3・平 21 教委告示 2・一部改正）

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平 21 教委告示 2・一部改正）

(所掌事務)

第 4 条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 学校給食費に関する事項
- (2) 前号のほか給食業務に関する重要な事項

（昭 55 教委告示 10・平 21 教委告示 2・一部改正）

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校給食センターが行なう。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附 則

この告示は、昭和43年4月25日から施行する。

附 則(昭和55年教委告示第10号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年教委告示第3号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年教委告示第2号)

この規程は、平成21年2月1日から施行し、改正後の春日井市学校給食センター運営委員会規程第2条及び第3条の規定は、平成21年6月1日以後に就任する委員及び委員長について適用する。

附 則(平成21年教委告示第12号)

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

各市の学校給食試食会の状況（集計表）

区 分		愛知県内				岐阜県	三重県	合 計	
		尾張地区	西三河地区	東三河地区	計				
調 査 対 象		4市	3市	3市	10市	2市	2市	14市	
学校	実施の有無	実施している	4市	3市	3市	10市	2市	2市	14市
		実施していない	—	—	—	—	—	—	—
	参加費	有 料	4市	2市	2市	8市	2市	2市	12市
		無 料	—	—	—	—	—	—	—
		無 料 (一定の人数まで)	—	1市	1市	2市	—	—	2市
調理場	実施の有無	実施している	2市	2市	3市	7市	—	—	7市
		実施していない	2市	1市	—	3市	2市	2市	7市
	参加費	有 料	1市	2市	3市	6市	—	—	6市
		無 料	1市	—	—	1市	—	—	1市

各市の学校給食試食会の状況（一覧）

1 愛知県

区 分		尾張地区				西三河地区			東三河地区		
		一宮市	小牧市	瀬戸市	尾張旭市	岡崎市	豊田市	安城市	豊橋市	豊川市	蒲郡市
学 校	実施の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参加費	実費	小学校220円 中学校250円	実費	210円	有料	児童生徒1人に対し 保護者1食は無料	実費	無料 (人数に上限あり)	225円	210円
	20年度実績	53校 131回 4,525人	977人	22校 31回 926人	9校 15回 594人	32校 49回 2,123人	73校 4,538人	12校16回 821人 11園13回 420人	59校 59回 2,863人	21校 35回 1,135人	(小学校) 10校 15回 644人
調理場	実施の有無	○	×	○	×	×	○	○	△ 施設見学で実施することがある	○	○
	参加費	無料 (PTA代表各校1名)	—	実費	—	—	250円	実費	175円＋ 牛乳単価	230円	210円
	20年度実績	1回 16人	—	1回 17人	—	—	459人	21回 354人	1回 50人	19回 418人	2回 37人

各市の学校給食試食会の状況（一覧）

2 県外

区 分		岐阜県		三重県	
		岐阜市	多治見市	津市	四日市市
学 校	実施の有無	○	○	○	○
	参加費	給食材料費	実費	実費	250円
	20年度実績	未集計	15校 29回 1,238人	調査していない	40校 各1回 人数は未集計
調 理 場	実施の有無	×	×	×	×
	参加費	—	—	—	—
	20年度実績	—	—	—	—

公会計と私会計の比較

区分	公 会 計	私 会 計	
債権債務関係	賦課徴収根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・実費負担なので「諸収入」又は「負担金」に計上する。 ・金額等は規則、告示等で規程する。 ※ 条例による必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法上の契約類似の関係 ※ 申込・承諾が必要となる。 ・<u>学校の設置者(市長)が給食を提供するのであれば、該当経費を歳入歳出予算に計上すべき。(地方自治法第210条(総計予算主義))</u>
		学校給食法第11条第2項 ※ 学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。	
	債権者	学校の設置者(市町村長)	市町村又は学校・給食センター等のいずれか
	債務者	児童生徒の保護者(親権者、未成年後見人) ※ 学校給食法第11条第2項	
	時効	2年の短縮消滅時効 ※ 民法第173条第3号	
未納がある場合	材料の購入	歳出予算の範囲内で購入 ※ 収入未済があっても、計画どおりの品質・数量を購入できる。 ・ <u>正当に納入している保護者には不利益がない。</u> ・収入未済等総額は、実質的に公費で補填できる。	収入の範囲内で購入 ・補填(公費、立替払いなど)がない限り、材料の品質・数量を落とすこととなる。 納入額 > 材料費 (納入額 = 材料費 + 未納相当額の補填) ・ <u>正当に納入している保護者に対しては債務不履行(不完全履行)となる。</u>
	債権の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>収入未済額は債権として管理する。(地方自治法第240条第3項)</u> ・住民監査請求の対象(地方自治法第242条) ・住民訴訟の対象(地方自治法第242条の2) ・職員の賠償責任(地方自治法第243条の2第4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度末には「繰越0」(収入=支出)と処理する例がある。 ※ 収入未済であっても繰り越さない。 ・過年度収入(翌年度以降納入された未納金)の処理方法が不明確。 ・私会計なので、地方自治法は適用されない。(住民監査請求、住民訴訟、職員の賠償責任等の対象外)
	対策	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公費であるため、必要があれば滞納圧縮のために公費(予算措置など)を投入することができる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>私会計のため、滞納圧縮のために公費を投入する理由に乏しい。</u>

給食費に関する県内の状況

平成21年4月1日現在

No.	市名	単独校	共同調理場	会計区分	外郭団体	備考
1	名古屋市	○	○		(財)名古屋市教育スポーツ振興財団	
2	一宮市	○	○	給食協会会計	(財)一宮市学校給食会	公会計への動きはない。
3	瀬戸市	○	○	給食会会計	瀬戸市学校給食会	公会計への動きはない。
4	春日井市		○	給食会会計	(財)春日井市学校給食会	
5	犬山市	○				
6	江南市		○	一般会計		
7	小牧市	○	○	一般会計		
8	稲沢市	○	○	一般会計		
9	尾張旭市		○	給食会会計	尾張旭市学校給食会	公会計への動きはない。
10	岩倉市		○	特別会計		
11	豊明市		○	一般会計		
12	日進市		○	一般会計		
13	清須市		○	一般会計		
14	北名古屋市		○	一般会計		
15	津島市	○	○	一般会計		
16	愛西市	○	○	一般会計		
17	弥富市	○				
18	半田市		○	特別会計		
19	常滑市		○	一般会計		
20	東海市		○	一般会計		
21	大府市	○				
22	知多市		○	一般会計		
23	岡崎市	○	○	一般会計	岡崎市学校給食協会	
24	碧南市		○	一般会計		
25	刈谷市		○	一般会計		
26	安城市		○	一般会計	安城市施設管理協会	
27	西尾市	○				
28	知立市		○	一般会計		
29	高浜市	○				
30	豊田市	○	○	一般会計	(財)豊田市学校給食協会	
31	新城市	○				
32	豊橋市		○	一般会計	(財)豊橋市学校給食協会	平成21年度から一般会計
33	豊川市		○	特別会計		
34	蒲郡市		○	給食会会計	蒲郡市学校給食会	公会計への動きはない。
35	田原市	○	○	特別会計		

※ 共同調理場のみで実施市

平成22年度事業計画について

1 給食の実施計画

(1) 給食の献立目標（案）

1 学 期		2 学 期		3 学 期	
4 月	春の食材を食べよう	9 月	ビタミンB1をとろう	1 月	郷土・家庭料理を食べよう
5 月	カルシウムをとろう	10 月	秋の食材を食べよう	2 月	いろいろな豆を食べよう
6 月	愛知の食材を食べよう	11 月	かみごたえのある食材を食べよう	3 月	楽しく食べよう
7 月	スタミナのつく給食を食べよう	12 月	体があたたまる給食を食べよう	/	